

福岡県公報

平成二十七年八月十一日
第三千七百十八号
増刊 ①

目次

告示(第六百八十五号)

○福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

告示

福岡県告示第六百八十五号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成十五年九月福岡県告示第六百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表貸付資金の欄中「林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成八年法律第五十三号)」を「林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成八年政令第五十三号)」に改め、同表に次のように加える。

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号) 第八条の六第一項に規定する資金	十二年以内(五年以内)
-------------------------------------	-------------

様式第一号中

「7 会社その他の団体にあつては、役員名簿(別紙7)を添付すること。」を

「7 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合

は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書

に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化

化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

8 会社その他の団体にあつては、役員名簿(別紙7)を添付すること。」

改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。